

# 保険料について

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人ひとりに、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

## 保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する『均等割額』と、被保険者の所得に応じて負担する『所得割額』の合計となります(均等割額と所得割率は2年ごとに見直しが行われます。)

4月から翌年3月までを1年間(12か月分)として、年間保険料が計算されます。

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。

平成31年度 年間保険料額  
(限度額62万円)

均等割額  
45,500円

+

所得割額  
所得割率 8.76%

※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除【33万円】) × 8.76% (所得割率)

総所得金額等とは、「公的年金収入 - 公的年金控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」等で算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も、総所得金額等に含まれます。

## ○参考○ 公的年金所得額の計算(65歳以上)

公的年金収入額	公的年金所得額
120万円以下	0円
120万円超～330万円未満	公的年金収入額 - 1,200,000円
330万円以上～410万円未満	公的年金収入額 × 0.75 - 375,000円
410万円以上～770万円未満	公的年金収入額 × 0.85 - 785,000円
770万円以上	公的年金収入額 × 0.95 - 1,555,000円

# 保険料の計算例について

## 平成31年度年間保険料の計算例

世帯主とその配偶者とも75歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者で、世帯主の収入が公的年金収入200万円、配偶者の収入が公的年金収入80万円の場合

世帯主	総所得金額等 80万円 (公的年金収入200万円－公的年金控除120万円)
配偶者	総所得金額等 0万円 (公的年金収入が120万円までは所得金額が0円となります。)

### 世帯主

均等割額 **45,500円** × 5割軽減該当 = 22,750円  
(世帯内の被保険者と世帯主の平成30年中所得の合計額により5割軽減に該当)

+

所得割額 (総所得金額等80万円－基礎控除33万円)  
× 所得割率 **8.76%** = 41,172円

=

年間保険料 63,922円

### 配偶者

均等割額 **45,500円** × 5割軽減該当 = 22,750円  
(世帯内の被保険者と世帯主の平成30年中所得の合計額により5割軽減に該当)

+

所得割額 (総所得金額等0万円－基礎控除33万円)  
× 所得割率 **8.76%** = 0円

=

年間保険料 22,750円

# 保険料の軽減について

## 保険料の軽減措置(平成31年度)

次の所得等の被保険者は、均等割額が軽減されます。

世帯内の被保険者と世帯主の平成30年中所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下の場合	下記以外の場合	<b>8.5割軽減</b> <b>6,825円/年</b> ※令和2年度は7.75割軽減となります。
	世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる場合	<b>8割軽減</b> <b>9,100円/年</b> ※令和2年度以降は、本則の7割軽減となります。
「33万円+28万円×被保険者数」以下の場合		<b>5割軽減</b> <b>22,750円/年</b>
「33万円+51万円×被保険者数」以下の場合		<b>2割軽減</b> <b>36,400円/年</b>

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り、15万円を限度として控除があります。

※軽減判定の際には、「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

※軽減判定は、賦課期日(平成31年4月1日または資格取得日)時点で行われます。

## 健保組合等の被扶養者であった方(これまで保険料負担がなかった方)の保険料の軽減(平成31年度)

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く。)の被扶養者であった方については、特例措置として当面の間、所得割額の負担はなく、資格取得後2年の間に限り、均等割額が5割軽減され、平成31年度の年間保険料額は22,750円となります。ただし、均等割額の8.5割軽減または8割軽減に該当する方については、年間保険料額が6,825円または9,100円となります。

元被扶養者の均等割額軽減割合	
均等割額	<b>5割軽減(加入から2年を経過する月まで)</b>
所得割額	<b>当面の間かかりません</b>

※平成29年4月30日までに被扶養者軽の対象となった方の均等割額は、平成31年度以降は被扶養者軽減の対象となりません。

※保険料が減額されていない場合は、市区町の担当窓口にて「後期高齢者医療被扶養者の届出」を行ってください。

## 元号の読み替えについて

---

減免決定通知書等で印刷の都合上、「平成」での表記となっている通知書等があります。  
「平成31年」と表記されているものは、「令和元年」と読み替えていただきますようお願いいたします。

# 平成30年7月豪雨に係る保険料の減免申請について

## 後期高齢者医療保険料の減免について

平成30年7月豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

平成30年7月豪雨に被災された方は、平成30年7月分から令和元年6月分までの後期高齢者医療保険料が申請により減免されます。(この間に後期高齢者医療保険制度に加入された方も含みます。)

まだ、申請されていない方は、被災証明書をお持ちの上、お住まいの市町窓口でお手続きください。

**申請期限: 令和2年3月31日(火)**